

出水市企業誘致優遇施策

1 優遇業種

優遇業種を幅広く設定！

- 製造業 ○鉱業 ○大学、短大、高専、専修学校、学術・開発研究機関
- デザイン業 ○情報通信業、コールセンター ○工業的生産を行う農林水産物生産工場
- 物流中継機能を有する倉庫業・道路貨物運送業・水運業・こん包業・卸売業

2 税の優遇制度

投資条件	立地場所	新規雇用者数	固定資産税
土地・建物・設備等への投資額 (1年度内) 2,500万円以上 ※ただし、過疎地域(旧野田町) については、500万円以上	市内 全域	50人以上	7年間免除
		30人以上	5年間免除
		—	3年間免除

3 企業立地促進補助金

補助対象	立地場所	新規雇用者数	補助率	補助金上限	備考
①用地の取得 (造成・解体込)	市内 全域	10人以上	15/100	5,000万円	①・② は選択 方式
②建物・設備 の投資		10人以上 20人未満 (増設の場合は3人以上)	30/100 (増設 5/100)	3,000万円	
		20人以上 30人未満		5,000万円	
		30人以上		1億円	
③雇用補助金	市内居住者の新規雇用 (操業5年目までは、市内居住者を 追加で雇用、又は従業員が市内に転 入した場合は、新規雇用とみなして 追加補助)	人数 × 30万円	1億円		

4 緑地面積率等制限の緩和

種別	重点促進区域の範囲	緑地	緑地を含む 環境施設面積
乙種区域	沖田工業団地、松尾工業団地、 大野原工業団地、平和工業団地、 高尾野内陸工業団地、松ヶ迫工業団地、 下名工業用地	5%以上	10%以上

※ 重点促進区域以外は、緑地 20%以上、環境施設面積 25%以上